

いばらき

IBARAKI KOYOU NEWS

第352号

雇用ニュース

8

2011



「ヒマワリ（那珂市）」いばらきフォトダウンロード

新規学校卒業者求人受付中！

おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢	2
9月は「障害者雇用支援月間」です！	3
障害のある方を対象とした「就職面接会」を開催します！	3
雇用を増やした企業に対する税制優遇制度が創設されました	4
障害者を多数雇用する企業に対する税制優遇制度が拡充されました	5
トライアル雇用をお考えの事業主の方へ	6
成長分野等人材育成支援事業「奨励金」の支給要件を緩和しました	7
茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人倍率0.62「雇用情勢は、新規求人倍率に足踏みがみられるなど、改善の動きが弱まっている」

有効求人数（原数値）は14か月連続の増加

1 概況

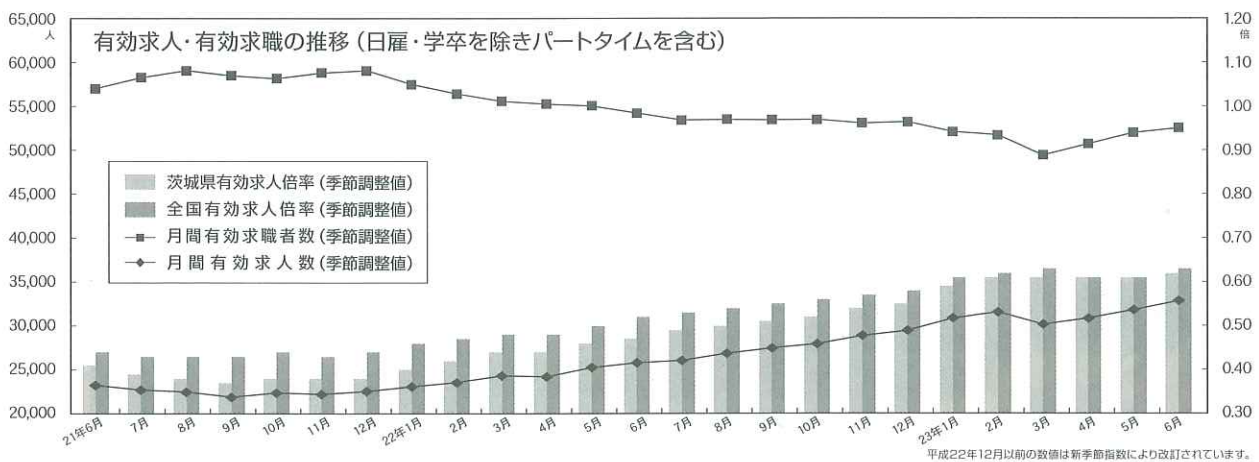
6月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は12,033人で前年同月に比較して20.9%増と16か月連続して増加となりました。産業別では、製造業が同14.2%増で18か月連続で増加しました。

新規求職者数は13,207人と同3.5%の減少となりました。雇用形態別に見ると、一般は同6.1%の減少となり、パートタイムは同3.0%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者では、若年求職者（34歳以下）は減少し、高齢求職者（60歳以上）が増加となりました。

有効求人数（原数値）は31,121人で、前年同月比で27.0%増と14か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は56,018人（同3.1%減）と14か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.62倍（季節調整値）と前月を0.01ポイント上回りました。なお、原数値は0.56倍と前年同月を0.14ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は12,033人となり、前年同月と比較すると20.9%増加となりました。

産業別にみると、建設業（同80.2%増）、情報通信業（同73.0%増）、生活関連サービス・娯楽業（同56.4%増）、その他の産業（同40.1%増）、卸売業・小売業（同22.5%増）、サービス業（同14.6%増）、製造業（同14.2%増）、医療・福祉（同8.8%増）、学術研究・専門・技術サービス業（同1.7%増）で増加しました。

一方、運輸業・郵便業（同3.9%減）、宿泊・飲食サービス業（同1.2%減）では減少しました。

規模別で見ると新規求人数の約半数（57.5%）を占める29人以下（同27.3%増）、300～499人（同37.3%増）、100～299人（同34.5%増）、30～99人（同8.6%増）で増加となり、500人以上（同18.9%減）では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用求人は前年同月と比較すると26.4%増と16か月連続で増加し、パートタイム求人も同16.0%増となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は3,150件で、前年同月と比較し6.1%増と3か月連続の増加となりました。また、新規求職者数に占める割合は23.9%と、前年同月（21.7%）を2.2ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は13,575人と、前年同月比で2.7%減（2か月ぶりの減少）となりました。被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は722人で、資格喪失者の割合では8.5%（前年同月9.2%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比0.4%減と2か月ぶりの減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は13,207人となり、前年同月比で3.5%減と3か月ぶりの減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は69.7%（前年同月71.6%）と1.9ポイント下回り、求職者数では前年同月比で6.1%減と2か月ぶりの減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で30.3%（同28.4%）と1.9ポイント上回り、求職者数でも同3.0%増と3か月連続の増加となりました。

また、常用（パートタイムを含む）で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は40.6%となり、前年同月（40.8%）を0.2ポイント下回った。若年求職者数では前年同月比で4.2%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は12.1%となり、前年同月（11.2%）を0.9ポイント上回り、高齢求職者数では前年同月比で4.0%の増加となりました。

9月は「障害者雇用支援月間」です!



平成22年度障害者雇用支援月間ポスター

厚生労働大臣賞
「いつもありがとうございます」
徳島県 坂野 顕正さん

9月は「障害者雇用支援月間」です。

事業主の皆さまのみならず、広く国民の皆様に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するため、厚生労働省、都道府県と協力して、さまざまな啓発活動を展開しています。

ぜひ、この機会に障害者雇用に向けた取り組みをお願いします。

○月間ポスター原画募集

○障害者の雇用の促進と職域拡大のための
職場改善好事例の募集

(独) 高齢・障害者雇用支援機構
厚生労働省 他

障害のある方を対象とした 「就職面接会」を開催します!

障害のある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す「ノーマライゼーション(完全参加と平等)」に沿った社会を実現するため、今年度におきましても、県内のハローワーク(公共職業安定所)を中心に、「障害者就職面接会(前期)」を開催いたします。

現在、面接会に向けて、求人の申し込みを受け付けております。

是非、この機会に「障害者の採用」をご検討いただき、面接会に参加いただきますようお願いいたします。(求人等の申込みは、最寄りのハローワークへお願いいたします。)

- | | | |
|---------|-------------|-------------------|
| ◎10月 6日 | ホテルマロウド筑波 | ハローワーク土浦・石岡・龍ヶ崎 |
| ◎10月 7日 | 鹿島セントラルホテル | ハローワーク常陸鹿嶋 |
| ◎10月12日 | 国民宿舎 鷺の岬 | ハローワーク日立・高萩 |
| ◎10月14日 | ホテルレイクビュー水戸 | ハローワーク水戸・笠間・常陸大宮 |
| ◎10月21日 | 結城市民情報センター | ハローワーク筑西・下妻・古河・常総 |



※お問合せは、最寄りのハローワーク又は茨城労働局職業安定部職業対策課 (☎029-224-6219) まで

雇用を増やした企業に対する 税制優遇制度が創設されました



従業員数の増加1人当たり **20万円** の
税額控除を受けられます。



1 税制優遇制度の概要

- ◆ 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（以下「適用年度」といいます。）^(※1)において、雇用者増加数5人以上(中小企業は2人以上)、雇用増加割合^(※2)10%以上の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除^(※3)が受けられます。

- ※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年
- ※2 雇用増加割合 = 適用年度の雇用者増加数 ÷ 前事業年度末日の雇用者総数
- ※3 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります。

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◆ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◆ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること
- ◆ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額^(※1)以上であること
- ◆ 風俗営業等^(※2)を営む事業主ではないこと

- ※1 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + 前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%
- ※2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業

3 事務手続き

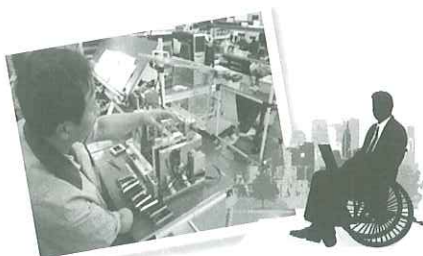
1. 事業年度開始後2か月以内^(※1)に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワーク^(※2)へ提出してください。
→ ハローワークが、従業員の新規採用を支援します。
2. 事業年度終了後2ヵ月以内(個人事業主については3月15日まで)に、ハローワーク^(※2)で雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。確認を求めてから返送まで約2週間(4~5月は1ヵ月程度)を要しますので、確定申告期限に間に合うようご留意ください。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

- ※1 なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、10月31日までに提出してください。
- ※2 事業主の主たる事業所(連結納税制度を適用している法人の場合は、連結親法人の主たる事業所)の所在地を管轄するハローワークを指します。

雇用促進計画の作成・確認などについては、本社・本店を管轄する労働局又はハローワークまで、
税額控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。



障害者を多数雇用する企業に対する 税制優遇制度が拡充されました



取得した機械や設備について

割増償却 ができます。



1 税制優遇制度の概要

- ◆ 障害者を多数雇用する事業所で下記2の要件を満たすものが減価償却を行う際、その事業年度又はその5年以内に開始した各事業年度に取得・製作・建設した機械装置、工場用建物及びその付属施設並びに一定の車両運搬具について、普通償却限度額の24%（工場用建物及びその付属設備は32%）の割増償却ができます。

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◆ 平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度^(※)において、以下のいずれかの要件を満たす事業主であること

※ 個人事業主の場合は平成26年12月31日までの各年

- ① 従業員に占める障害者数の割合が50%以上^(※1)
- ② 雇用している障害者数が20人以上^(※1)であり、かつ、従業員に占める障害者数の割合が25%以上^(※1)
- ③ 法定雇用率1.8%を達成している事業主で、基準雇用障害者数が20人以上^(※2)であり、かつ、基準雇用障害者数に占める重度障害者^(※3)数の割合が50%以上^(※2)

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人とカウント（ダブルカウント）とし、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウントします。

※2 基準雇用障害者数とは、ダブルカウントなしの障害者数の合計をいい、重度障害者数の割合とは、基準雇用障害者数に占めるダブルカウントなしの重度障害者数の割合をいいます。この場合、短時間労働者は1人を0.5人とカウントします。

※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいいます。

3 事務手続き

1. 最寄りのハローワークで、上記の事業主要件を満たしていることの確認を受けてください。
2. ハローワークで交付される証明書は、税務署に申告する際の参考にしてください。

要件確認の手続きについては最寄りのハローワークまで、
割増償却制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。



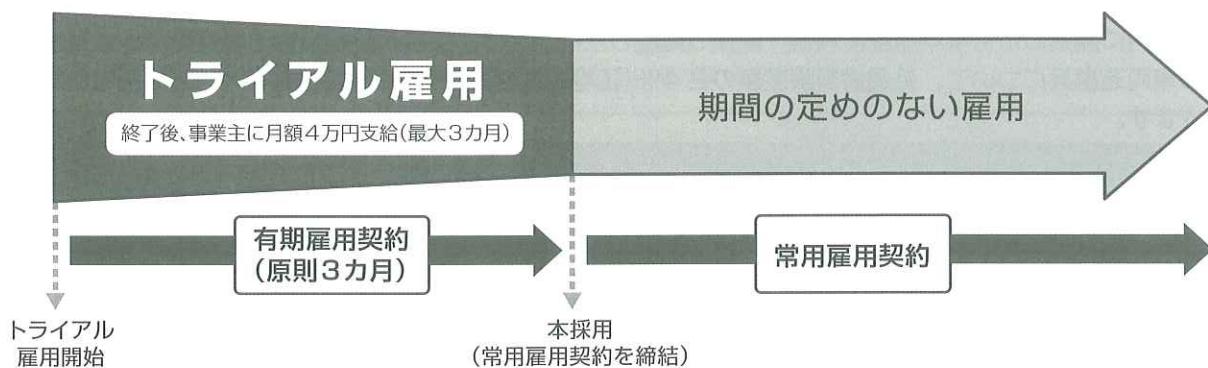
トライアル雇用をお考えの事業主の方・トライアル雇用求人に応募をお考えの求職者の方へ

「若年者等トライアル」の対象者はどんな人？

トライアル雇用とは？

原則3カ月間の試行雇用(トライアル雇用)を行うことにより、事業主が対象者の適性や業務遂行可能性などを実際に見極め、その上で本採用に移行するかどうかを決定する制度です。

事業主は、一定の条件を満たした場合、対象者1人当たり月額4万円の奨励金(最大12万円)を受けることができます。また求職者は、トライアルの期間に企業が求める適性や能力・スキルを把握し、常用雇用に備えることができます。



「若年者等トライアル」の対象者は？

トライアル雇用開始時に 40歳未満で、以下のいずれかの要件を満たし、公共職業安定所長がトライアル雇用が適当であると認めた人が対象となります。

① これまで経験のない職種または業務に就くことを希望する人

② 過去の相当期間、短期間の就業・転職を繰り返していたが、今後は長期的に安定した就業を希望する人

過去3年間に、同一事業主の下で1年以上連続した雇用保険被保険者期間がなく、今後は正規雇用を希望する場合に対象となります。

③ 過去の相当期間、失業している人

直近で1年を超えて就業していない場合に対象となります。

※詳しくは最寄りのハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL230713 派若 01

(事業主の皆さまへ)

成長分野等人材育成支援事業 奨励金の支給要件を緩和しました。

成長分野等人材育成支援事業とは、健康、環境分野および関連するものづくり分野^(※)において、雇用期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、都道府県労働局長の認定を受けた職業訓練計画に基づき、Off-JT(通常の業務を離れて行う職業訓練)を実施した事業主へ、訓練費用の一部を助成する制度です。

平成23年7月26日より支給対象となる職業訓練計画の要件の一部を緩和しました。

※対象分野については、茨城労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

支給対象となる事業主の主な要件

- 健康、環境分野および関連するものづくり分野の事業を行っていること
- 雇用期間の定めなく雇い入れた労働者、または他分野から配置転換した労働者を対象に、一定の要件を満たす職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受け、Off-JT(通常の業務を離れて行う職業訓練)を実施すること

支給対象となる職業訓練計画の要件緩和のポイント

職業訓練計画は、1つ以上の職業訓練コースから成り、以下の要件を満たすことが必要です。Off-JT以外の訓練コースを含む複数の訓練コースを組み合わせるものとすることも可能ですが、支給対象となる訓練費用はOff-JT部分に限ります。

- ① 成長分野等の業務に関する内容のものに限り、趣味教養との区別がつかないものなどは含まないこと
- ② 実施期間が原則1年であり、遅くとも平成23年度末までに開始するものであること

緩和



①Off-JT 訓練に必要な時間数が確保される場合は、実施期間は6ヵ月以上で構いません。

②遅くとも平成23年度末までに受給資格認定申請書を提出し、その提出日から6ヵ月以内に訓練を開始するものであれば構いません。

- ③ 1コースの訓練時間数が10時間以上であり、かつ、Off-JTの訓練コースを含むものであること
- ④ Off-JTは、労働者の所定労働時間内に実施される訓練が、原則として総訓練時間数の3分の2以上であること

緩和



この要件は、撤廃しました。

奨励金の支給には、このほかにも一定の要件があります。

詳細については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
20年度月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422
22年4月	10,185	2,207	7,901	17,369	6,744	2,807	24,383	60,510	4,002	12,687
5	9,214	2,089	7,042	13,287	5,448	1,559	23,722	59,105	3,379	13,406
6	9,956	2,449	7,404	13,686	5,590	1,535	24,505	57,813	3,901	13,949
7	10,532	2,688	7,710	12,307	5,030	1,524	24,722	55,242	3,797	13,661
8	10,807	2,599	8,125	12,352	5,005	1,336	26,082	53,902	3,508	14,032
9	11,888	2,932	8,817	13,425	5,265	1,435	28,424	53,281	3,909	13,320
10	12,131	2,958	9,044	12,930	5,249	1,573	29,540	52,948	3,966	12,396
11	11,779	2,176	9,525	11,235	4,516	1,348	30,417	50,929	3,644	12,117
12	10,263	2,528	7,608	9,306	3,647	1,133	28,649	46,733	3,139	11,429
23年1月	12,472	2,874	9,499	13,625	5,680	1,635	29,983	47,726	2,878	10,928
2	13,336	3,036	10,206	13,308	5,854	1,454	32,273	49,640	3,421	10,464
3	11,420	2,533	8,776	12,894	5,554	1,432	32,146	51,575	4,114	10,676
23年4月	11,868	3,213	8,481	17,901	7,062	2,790	30,639	55,258	3,981	12,196
5	12,331	2,910	9,294	14,717	5,996	1,827	30,318	56,256	3,878	13,596
6	12,033	3,228	8,631	13,207	5,357	1,596	31,121	56,018	3,950	13,575
7										
8										
9										
10										
11										
12										
24年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率(季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
20年度月平均	1.01	1.08	0.76	0.77	▲12.8	▲15.6	13.7	11.7	▲3.0	▲3.8	11.6	8.3	275	4.1
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲19.4	▲17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	40.9	343	5.2
22年度月平均	0.84	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲4.0	▲2.1	7.6	5.2	▲27.3	▲23.5	312	5.0
22年4月	0.76	0.86	0.44	0.48	3.4	5.7	▲5.8	▲4.3	18.8	13.9	▲22.4	▲23.1	356	5.1
5	0.79	0.85	0.46	0.50	14.4	12.3	0.5	1.7	16.3	14.2	▲31.3	▲28.7	347	5.1
6	0.77	0.88	0.47	0.52	8.1	12.8	▲2.1	▲1.8	17.7	9.3	▲31.5	▲28.4	344	5.2
7	0.80	0.88	0.49	0.53	14.0	9.3	▲6.6	▲5.4	12.9	5.3	▲33.0	▲28.0	331	5.1
8	0.80	0.90	0.50	0.54	25.7	19.0	4.5	4.4	18.2	7.7	▲28.9	▲24.2	337	5.0
9	0.82	0.92	0.51	0.55	21.4	17.3	2.4	2.8	11.7	7.8	▲28.4	▲23.8	340	5.0
10	0.87	0.95	0.52	0.56	18.1	13.9	▲8.4	▲6.0	7.6	0.9	▲27.9	▲23.9	334	5.1
11	0.91	0.97	0.54	0.57	34.2	22.6	0.8	3.3	6.7	6.1	▲25.2	▲20.0	318	5.1
12	0.91	0.99	0.55	0.58	23.6	15.8	▲5.3	▲5.8	4.7	0.3	▲24.4	▲20.7	298	4.9
23年1月	0.94	1.02	0.59	0.61	26.7	18.8	▲3.5	▲5.0	▲4.8	▲0.8	▲24.2	▲19.4	309	4.9
2	1.03	0.99	0.61	0.62	33.1	22.9	▲1.2	2.7	2.1	0.9	▲23.3	▲19.0	300	4.6
3	0.94	0.98	0.61	0.63	4.5	7.5	10.5	7.5	▲11.9	▲2.0	▲21.1	▲17.8	304	4.6
23年4月	0.87	0.95	0.61	0.61	16.5	12.2	3.1	0.9	▲0.5	▲1.2	▲3.9	▲13.0	309	4.7
5	0.97	0.98	0.61	0.61	33.8	17.3	10.8	6.5	14.8	4.3	11.7	▲1.9	293	4.5
6	0.97	1.00	0.62	0.63	20.9	12.6	▲3.5	▲2.2	1.3	1.7	▲2.7	▲2.4	293	4.6
7														
8														
9														
10														
11														
12														
24年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)
 3. ▲印は減少を示す。 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、3月より福島県、宮城県、岩手県の3県を除いたものとなっている。
 5. 平成22年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。